

## 今後の化学物質管理政策に関する合同検討会

(中間とりまとめ骨子案)

平成24年6月29日

### 現状と課題

現在、特定の有害物質を含有する製品については、必要に応じて労働安全衛生法（安衛法）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）による製造等の規制が行われる他、一般消費者用の製品については家庭用品規制法による販売規制が行われている。

一方、近年、労働者保護や一般消費者の身の回りの化学物質への不安などの安全ニーズの高まりから、多種多様な化学物質の危険有害性情報の体系的な収集・評価や迅速な情報提供の充実を求める声が高まり、各省庁の連携による具体的な対応が求められている。

また、一般の工業化学物質の製造・輸入については、安衛法、化審法に基づく規制が行われ、法律ごとに別々に化学物質の届出審査が行われている。

### 今後目指すべき目標

- 「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」とのWSSD目標について、一般消費者、事業者、民間団体、国等が自らの役割を自覚しながら連携、協力してその達成を目指し、身の回りの化学物質への対応等、安全で活力のある社会を実現する。
- このため、産官の役割を踏まえたリスク評価等の推進、一般消費者を含むサプライチェーンにおいて危険有害性、リスク評価情報等が共有される仕組みの構築、グローバル化に対応した国際調和の推進等に取り組む。
- そのためには、その共通の基盤となる危険有害性情報の収集の一層の効率化を進める。新規・既存に関わらず、化学物質の製造・輸入等の状況に応じて、労働者、一般消費者、環境への影響全体を踏まえたリスク評価を適切に進める必要がある。
- こうして得られた情報を、サプライチェーンの事業者、労働者、一般消費者まで適切に伝達・提供するため、労働者保護、一般消費者保護及び環境保全の観点を含めたGHS等の表示や成型品を含めた製品中の化学物質のリスクに関する情報伝達・共有を進める必要がある。

## 主体ごとに期待される役割

今後目指すべき目標の実現のためには、各主体が自らの役割を自覚しつつ、連携協力して取り組む必要がある。

(一般消費者)

- 一般消費者は、化学物質が人の健康や環境に与えるリスクについての確な情報入手と正しい理解に努め、人の健康や環境に対するリスクの低い商品の選択や適正な使用の行動につなげることが期待される。

(事業者)

- 事業者は、事業活動を行うにあたっては、取り扱う化学物質について、労働者保護、一般消費者保護及び環境保全の観点から、その適正な管理を行う責務を負っている。
- 事業者は、必要な危険有害性情報の収集に努め、取扱い数量や用途に応じて、労働者・一般消費者・環境に関する適切なリスク評価を行うとともに評価に基づく適正な管理方策を明らかにし、その情報をサプライチェーンに提供するとともに適切に公表することが期待される。

(国)

- 国は、グローバル化に対応したリスク低減のための制度の構築・運用や国際調和を引き続き進める。
- 国は、国内外の危険有害性情報基盤の統合的整備、リスク評価に関する専門家等の人材等育成、リスクコミュニケーションの推進等により、一般消費者や事業者による取組を積極的に支援する。
- 国は、化学物質の製造・輸入等の状況や事業者による取組状況等を踏まえた優先順位を付けてそれぞれの制度においてリスク評価を推進する。また、特定分野でのリスクが懸念される化学物質が判明した場合には、各法令所管省庁において速やかに詳細なリスク評価の実施や規制措置等の対応をとる。

## 中長期的に検討すべき事項

今後目指すべき目標を実現し、グローバル化に対応しながら安全で活力のある社会を実現するためには、以下のような視点から制度の検討を行う必要がある。

- グローバル化に対応した労働者保護、一般消費者保護及び環境保全に関する体系的な危険有害性情報の収集を一元的・効率的に実施する体制や制度のあり方について検討を行う。
- 現状の規制法令ごとに運用しているGHS制度や成型品に関する情報伝達

の仕組みを統合した危険有害性情報等の伝達・提供制度のあり方について検討を行う。

上記の中長期的に検討すべき事項については、中間とりまとめ以降も引き続き検討を行う（検討体制については別途必要に応じて検討）。

### 直ちに対応すべき事項

今後目指すべき目標の実現のため、現行制度のもとにおいても制度上実施可能な以下のような取組については、直ちに検討に着手し、可能なものから順次対応すべきである。

#### <産官の役割を踏まえた既存化学物質対策の強化>

産官双方に期待される役割を踏まえ、既存化学物質の危険有害性情報等の収集や総合的なリスク評価の実施等を支援・推進する。

事業者は、危険有害性情報の収集に努め、取扱い数量や用途に応じて、リスクの優先性を考慮しつつ、労働者・一般消費者・環境に関する適切なリスク評価を行うとともに評価に基づく適正管理方を明らかにし、その情報をサプライチェーンに提供するとともに公表するよう努める。

また、現在、既存化学物質に関する国の対応としては、環境保全の観点から化審法に基づく有害性情報の収集やリスク評価等が、労働者保護の観点から安衛法に基づくリスク評価が実施されているが、今後は関係省庁連携の下、危険有害性情報等を効率的に収集するとともに、それぞれの制度においてリスク評価等を推進する。この際、化審法等に基づき得られた情報等の既に得られている情報を最大限活用する。

具体的な対応については、以下のような手順が考えられる。

- ① 事業者が取り扱う化学物質について適切な対応が実施されるよう、事業者は労働者・一般消費者・環境に関するリスク評価等の標準となる具体的手順等の検討を進める。
- ② 事業者は、当面、1社あたり製造・輸入量が一定量以上の化学物質又は発がん性、変異原性、生殖毒性等の懸念がある化学物質（CMR）等について、上記標準となる具体的手順等に基づいてリスク評価等を実施し、その結果をサプライチェーンに提供するとともに公表するよう努める。
- ③ 事業者の取組に対し、国は、危険有害性情報等の情報基盤整備（既存の情報基盤の活用含む）、リスク評価人材育成、リスク評価支援ツールの提供等の面から事業者の取組を支援する（人材育成支援策については別途）。

- ④ 関係省庁は、連携してCMR等の有害性がある化学物質について、製造・輸入状況、用途情報、モニタリング情報、PRTTR情報、QSAR情報、事業者におけるリスク評価の状況等からリスク懸念の大小を勘案し、優先的にリスク評価を実施すべき化学物質をリストアップする。
- ⑤ 必要に応じ事業者に対し保有する情報の提出を要請し国はその情報に基づいてのリスク評価を実施するが、必要な場合には更なる危険有害性情報の調査を指示し、より詳細なリスク評価を実施する。リスク評価にあたっては、化審法等に基づき収集される危険有害性情報等を最大限活用する。

#### <新規化学物質に関する届出制度の合理化>

現在、我が国においては、事業者に対し安衛法の観点と化審法の観点から別々に届出を課している。

このため、中長期的に抜本的な制度変更を検討する必要があるものの、当面は安衛法の新規化学物質の届出と化審法の届出とできるだけ統一した運用が可能となるよう、安全性データのデータベース化等について一元化すべく検討する。

#### <一般消費者向け情報提供のあり方の検討>

事業者から一般消費者への情報提供は、一般消費者が安全に製品を使用することが目的となる。この観点から、どのような情報を一般消費者（BtoC）までどのように提供していくべきかについて、GHSの導入も含めて検討を行う必要がある。

*なお、危険有害性情報を伝達する国際的な仕組みとしてGHSがあるが、現状の我が国におけるGHS情報の伝達・提供は、事業者間での取引時(BtoB)に実施するよう努めることとされている。*

具体的な対応としては、以下のような手順が考えられる。

- ① 一般消費者製品については製品表示が主たる伝達媒体であることを考慮しつつ、GHS対応を含む一般消費者に向けた情報提供のあり方を検討する。
- ② さらに、上記の成果を踏まえてGHS制度を統合した一般消費者向けの危険有害性情報の伝達・提供制度について検討を行う。なお、一般消費者製品への表示に関わる法規制との関係についても整理を行う。

#### <事業者におけるリスク評価人材育成支援策の検討>

事業者による危険有害性情報の収集やリスク評価等の実施を支援するため、国は、危険有害性評価及びリスク評価人材育成等の支援を積極的に行うとともに各大学・教育機関にもその育成のあり方について検討する。